

令和元年五月臨時会

令和元年第3回

# 菊陽町議会 5月臨時会会議録

令和元年5月14日

菊陽町議会  
会議録

熊本県菊陽町議会

# 第3回菊陽町議会5月臨時会会議録

令和元年5月14日（火）開会

菊 陽 町 議 会

## 1. 議 事 日 程

(令和元年第3回菊陽町議会5月臨時会)

令和元年5月14日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長選挙について

追加日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期決定の件について

日程第3 諸般の報告

日程第4 副議長選挙について

日程第5 議席の指定について

日程第6 常任委員会委員の選任について

日程第7 議長の常任委員会委員の辞任について

日程第8 議会運営委員会委員の選任について

日程第9 大津菊陽水道企業団議会議員の選挙について

日程第10 菊池環境保全組合議会議員の選挙について

日程第11 菊池広域連合議会議員の選挙について

日程第12 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

日程第14 菊陽町議会広報調査特別委員会の設置及び委員の選任について

日程第15 町長提出承認第2号から承認第6号までを一括議題

日程第16 町長の提案理由の説明

日程第17 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度菊陽町一般会計補正予算（第6号））

日程第18 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号））

日程第19 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第4号））

日程第20 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定）

日程第21 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）

日程第22 同意第2号 菊陽町監査委員の選任について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	廣瀬英二君	2番	矢野厚子君
3番	大久保輝君	4番	阪本俊浩君
5番	西本友春君	6番	那須真理子君
7番	佐々木理美子君	8番	中岡敏博君
9番	北山正樹君	10番	布田悟君
11番	福島知雄君	12番	坂本秀則君
13番	渡邊裕之君	14番	佐藤竜巳君
15番	甲斐榮治君	16番	岩下和高君
17番	上田茂政君	18番	小林久美子君

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高木定伸君  
書記 山川真喜子君  
書記 益満基君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	後藤三雄君	副町長	吉野邦宏君
教育長	上川幸俊君	教育部長	吉永公紀君
総務部長	阪本浩徳君	福祉生活部長	阪本章三君
健康保険部長	服部誠也君	経済部長	士野公典君
土木部長	小野秀幸君	会計管理者兼 会計課長 総務部付 総合政策担当課長	酒井章彦君
総務課長	板楠健次君	税務課長	矢野博則君
総務部次長兼 財政課長	西本一浩君	東部町民センター所長	内藤優誠君
人権教育・啓発課長	村上健司君	子育て支援課長	西本俊子君
福祉課長	吉本雅和君	光の森町民センター所長	和田征君
町民課長	富田久美子君	介護保険課長	渡辺博和君
健康・保険課長	東桂一郎君	経済部次長兼 商工振興課長	宮川照之君
経済部次長兼 農政課長	古賀直之君	都市計画課長	川上一弘君
建設課長	矢野和幸君	環境生活課長	井芹渡君
下水道課長	丸山直樹君	学務課長	相馬仙助君
総務課総務法制係長	小泉秀和君	生涯学習課長兼 中央公民館長	矢野信哉君
施設整備課長	山川和徳君	農業委員会事務局長	梅原浩司君
図書館長	川端慎一君		鍋島二郎君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○**議会事務局長（高木定伸君）** それでは、皆さんおはようございます。

事務局長の高木と申します。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の甲斐榮治議員を御紹介します。

甲斐榮治議員、議長席にお願いいたします。

○**臨時議長（甲斐榮治君）** おはようございます。

ただいま紹介されました甲斐榮治です。

地方自治法第107条の規定によって臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまから令和元年第3回菊陽町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、議席に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 仮議席の指定について

○**臨時議長（甲斐榮治君）** 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

それでは、ここで後藤町長から御挨拶をお願いします。

後藤町長。

○**町長（後藤三雄君）** 皆様おはようございます。

5月8日に開催されました議員懇談会でも申し上げましたが、皆様におかれましては、去る4月21日に執行されました菊陽町議会議員一般選挙においてめでたく当選を果たされまして、誠にとおめでとうございます。改めまして、心からお祝いを申し上げます。

30年間以上続きました平成の時代も幕を閉じ、令和の時代を迎えました。天皇陛下は、5月1日、即位儀式で、常に国民を思い、国民に寄り添いながら、国民の幸せと国の一層の発展、そして世界平和を切に希望しますと、天皇として初めての言葉を述べられました。令和の時代が平和で一層の発展の時代であってほしいと心から願うところであります。

さて、皆様も御承知のとおり、菊陽町は本年1月1日に、昭和40年1月1日の町制施行から50周年を迎えました。当時の人口は約1万800人でありましたが、本年4月末では4万2,000人を超え、約4倍となり、人口増加に比例しまして町も大きく発展をしてまいりました。町制が今日このように発展を続けることができますのも、町民の皆様はもとより、歴代の議会議員の皆様のもちづくりに対する御理解と御支援、御協力があったのもであり、ここに深く敬意と

感謝の意を表します。

このような中、菊陽町議会議員となられました皆様の任期は、本年、いわゆる令和元年5月2日からの4年間となります。町のさらなる発展のため、議員各位の御活躍を期待するところでございます。

町執行部も4月1日から新体制となりました。厳しい財政状況の中ではありますが、町の将来像「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」の実現を目指して全力で取り組んでまいりますので、皆様の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げまして挨拶といたします。お世話になります。

- 臨時議長（甲斐榮治君） それでは、これから議会構成を行いますので、執行部は退席願います。議会構成が終わりましたら、庁内放送でお知らせしますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議長の選挙について

- 臨時議長（甲斐榮治君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

- 臨時議長（甲斐榮治君） ただいまの出席議員数は18人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に大久保輝君及び阪本俊浩君を指名します。

ただいまから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

- 臨時議長（甲斐榮治君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に議長候補1人の氏名を記載してください。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 臨時議長（甲斐榮治君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

- 臨時議長（甲斐榮治君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が氏名を呼びますので、順番に投票願います。

- 議会事務局長（高木定伸君） それでは、投票をお願いします。

氏名を読み上げますので、投票の順路は時計回りの方でお願いいたします。

〔議会事務局長点呼、投票〕

○臨時議長（甲斐榮治君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（甲斐榮治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

大久保輝君及び阪本俊浩君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○臨時議長（甲斐榮治君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

有効投票 16票

無効投票 2票です。

有効投票のうち

上田 茂政君 9票

甲斐 榮治君 6票

西本 友春君 1票

以上のとおりです。

公職選挙法第95条第1項の規定によって、この選挙の法定得票数は5票です。したがって、上田茂政君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（甲斐榮治君） ただいま議長に当選された上田茂政君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

議長当選承諾及び挨拶をお願いします。

上田茂政君、登壇をお願いします。

○17番（上田茂政君） 皆様、改めましてこんにちは。

ただいま選挙の結果、私が議長に任命されました。先ほど、委員会の中で申し上げましたとおり、私含めて18名の皆様方の意見をしっかりと受けとめながら頑張ってまいりたいと思っております。

それからまた、一定の距離は置きながら執行部との意見交換もしっかりとやり、そしてまた皆様方のお一人お一人の意見を集約しながら、皆様方の納得のいくような議会に努めてまいりたいと思っておりますので、どうかひとつ議員の皆様方の私の至らない点、そしてまたよい点を御理解いただきますことをよろしくお願いを申し上げまして、私の議長の就任の御挨拶にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

○臨時議長（甲斐榮治君） 以上をもちまして臨時議長としての職務を全部終了することができました。皆様の御協力、ありがとうございました。

10分を目途に休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時22分

再開 午前10時32分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） それでは、休憩前に続きまして会議を開きます。

お諮りします。

議席に配付のとおり議事日程を追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、追加日程は議席に配付のとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田茂政君） 追加日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、廣瀬英二君、矢野厚子君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第2 会期決定の件について

○議長（上田茂政君） 追加日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時議会の会期は本日1日としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。よって、本臨時議会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第3 諸般の報告

○議長（上田茂政君） 追加日程第3、諸般の報告を行います。

臨時議会に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第4 副議長の選挙について

○議長（上田茂政君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（上田茂政君） ただいまの出席議員は18名です。



次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に西本友春君及び那須眞理子君を指名します。

ただいまから投票用紙を配ります。

念のために申し上げますが、投票は単記無記名です。投票用紙に副議長候補1人の氏名を記載してください。

[投票用紙配付]

○議長（上田茂政君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（上田茂政君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（上田茂政君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○議会事務局長（高木定伸君） それでは、先ほど同様、議席番号とお名前を申し上げますので、投票は先ほどの順路で構いませんので、よろしくをお願いいたします。

[議会事務局長点呼、投票]

○議長（上田茂政君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（上田茂政君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

西本友春君及び那須眞理子君、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開 票]

○議長（上田茂政君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 18票です。

有効投票数 17票

無効票数 1票

有効投票のうち

北山正樹君が8票です。

布田悟君が6票です。

甲斐 榮治君 1票

西本 友春君 1票

小林久美子君 1票

以上のとおりです。

公職選挙法第95条第1項の規定によって、この選挙の法定得票数は5票です。したがって、北山正樹君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（上田茂政君） ただいま副議長に当選されました北山正樹君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

副議長当選承諾及び挨拶をお願いします。

北山正樹君、登壇をお願いします。

○9番（北山正樹君） 9番の北山でございます。

皆様方の選挙の結果、今議会において副議長に任命されたことを本当にありがたいと思っております。

その責任の重さを今ひしひしと感じているところでございます。以前から、先ほども述べたように、議会というのは合議制をもって成っているところでございますので、おのおのの議員の皆様方の御意見を中間の立場で、議長とともに、町民の皆様方の福祉厚生に結びついていく、その案の成立に向けて一生懸命努力をしていきたいと、そのように思っております。

また、議会の広報ですね、議会日より、そちらの方も、町民の皆様方に議会のあり方、議会で行われていることを幅広く速やかに伝えていく、そのためにも一生懸命努力をしていきたいと思っております。

議長一人、また副議長が何かを、議会を仕切っていくという発想は僕は持っておりません。皆様方の御意見を出していただきながら、皆様方の御意見を最大多数取り入れて議会の運営に当たってまいりたい、そのように考えておりますので、今後とも真摯な御意見等を投げかけていただきまして、大きな耳を持って議会の運営に当たっていききたいと、そのように考えております。ありがとうございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第5 議席の指定について

○議長（上田茂政君） 追加日程第5、議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第1項によって、議長において指定したいと思います。

議席の番号は、議長席から見て前列右から左へ、2列目も前列のとおり番号をつけたいと思います。

なお、副議長は17番、議長が18番としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、副議長17番、議長18番と決定しました。

それでは、議席番号及び氏名を事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（高木定伸君） それでは、議席番号を読み上げさせていただきます。

1 番廣瀬英二議員、2 番矢野厚子議員、3 番大久保輝議員、4 番阪本俊浩議員、5 番西本友春議員、6 番那須眞理子議員、7 番佐々木理美子議員、8 番中岡敏博議員、9 番布田悟議員、10 番福島知雄議員、11 番坂本秀則議員、12 番渡邊裕之議員、13 番佐藤竜巳議員、14 番甲斐榮治議員、15 番岩下和高議員、16 番小林久美子議員、17 番が北山正樹副議長、18 番が上田茂政議長となります。

以上です。

○議長（上田茂政君） ただいま事務局長が朗読したとおりで議席を決定いたしました。

ただいまから席上の氏名標を取り替えます。

それでは、しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時55分

再開 午前11時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第6 常任委員会委員の選任について

○議長（上田茂政君） 追加日程第6、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議席に配付しました名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は議席に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

次に予定しております追加日程第7、議長の常任委員会委員辞任の件については、議長は地方自治法第117条の規定によって除斥の対象となりますので、議長席を副議長と交代します。

〔議長交代〕

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第7 議長の常任委員会委員の辞任について

○副議長（北山正樹君） それでは、議長を交代しまして、追加日程第7、議長の常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。

上田茂政議長の退場を求めます。

〔18番 上田茂政君 退席〕

○副議長（北山正樹君） 議長から、議会運営上、公正を期すため、産業建設常任委員を辞任した

いとの申し出がありました。

お諮りします。

本件は申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（北山正樹君） 異議なしと認めます。したがって、議長の常任委員の辞任を許可することに決定をいたしました。

上田茂政議長の入場を許可します。

〔18番 上田茂政君 入場〕

○副議長（北山正樹君） 上田茂政議長に申し上げます。

ただいま常任委員の辞任を許可することに決定をいたしました。

それでは、議長を交代します。

〔議長交代〕

○議長（上田茂政君） これから委員会条例第8条第2項の規定によって各常任委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきたいと思います。決定したら議長まで御報告をお願いいたします。

念のため申し上げます。委員会条例第9条第2項の規定によって、委員長の互選に関する職務は年長の委員が行うことになっておりますので、よろしくお願いをします。

昼食休憩といたします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時58分

再開 午後1時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の委員長並びに副委員長が選任されましたので、報告いたします。

総務常任委員長に西本友春君、副委員長に矢野厚子君、文教厚生常任委員長に佐々木理美子君、副委員長に大久保輝君、産業建設常任委員長に福島知雄君、副委員長に阪本俊浩君が選任されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第8 議会運営委員会委員の選任について

○議長（上田茂政君） 追加日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任について、委員会条例第7条第4項の規定によって、議席に配付しました名簿のとおり指名したいと思いますので、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は議席に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

これから委員会条例第8条第2項によって議会運営委員会の委員長並びに副委員長の互選をしていただきます。決定したら議長まで報告をお願いします。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時11分

再開 午後1時14分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告をします。

議会運営委員長布田悟君、副委員長に佐々木理美子君が選任されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第9 大津菊陽水道企業団議会議員の選挙について

○議長（上田茂政君） 追加日程第9、大津菊陽水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選を行うことに決定いたします。

お諮りします。

指名の方法について、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

大津菊陽水道企業団議会議員に、矢野厚子君、大久保輝君、佐藤竜巳君、岩下和高君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました4名を大津菊陽水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました矢野厚子君、大久保輝君、佐藤竜巳君、岩下和高君が大津菊陽水道企業団議会議員に当選されましたので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第10 菊池環境保全組合議会議員の選挙について

○議長（上田茂政君） 追加日程第10、菊池環境保全組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

菊池環境保全組合議会議員に、坂本秀則君、甲斐榮治君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました2名を菊池環境保全組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました坂本秀則君、甲斐榮治君が菊池環境保全組合議会議員に当選されましたので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第11 菊池広域連合議会議員の選挙について

○議長（上田茂政君） 追加日程第11、菊池広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

菊池広域連合議会議員に、廣瀬英二君、中岡敏博君、北山正樹君、私、上田茂政を指名しま

す。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました4名を菊池広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました廣瀬英二君、中岡敏博君、北山正樹君、上田茂政が菊池広域連合議会議員に当選されましたので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第12 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（上田茂政君） 追加日程第12、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法について、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に小林久美子君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました小林久美子君を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました小林久美子君が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されましたので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（上田茂政君） 追加日程第13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付されました本会議の会期

日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第14 菊陽町議会広報調査特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（上田茂政君） 追加日程第14、菊陽町議会広報調査特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題とします。

議会広報の編集及び発行、調査のため、6名の委員で構成する菊陽町議会広報調査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続調査とすることにしたいと思えます。期間は、議会広報編集に関する調査が終了するまでです。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、菊陽町議会広報調査特別委員会の設置については、6名の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ただいまから名簿を配付します。

〔名簿配付〕

○議長（上田茂政君） しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時33分

再開 午後1時39分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） それでは、休憩前に引き続き議会を再開いたします。

議会広報調査特別委員会の選任について、委員会条例第7条第4項の規定によって、ただいま配付しました名簿のとおり6名を指名したいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました矢野厚子君、大久保輝君、西本友春君、佐々木理美子君、福島知雄君、北山正樹君を議会広報調査特別委員会委員に決定し、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

これから委員会条例第8条第2項の規定によって議会広報調査特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。決定しましたら議長まで報告をお願いします。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~



休憩 午後 1 時44分

再開 午後 1 時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報調査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告します。

委員長に北山正樹君、副委員長に西本友春君が選任されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第 1 5 町長提出承認第 2 号から承認第 6 号までを一括議題

○議長（上田茂政君） 追加日程第15、町長提出承認第 2 号から承認第 6 号までの 5 件について一括して議題といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第 1 6 町長の提案理由の説明

○議長（上田茂政君） 追加日程第16、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、付議事件につきまして提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は承認が 5 件で、3 月議会後に、急を要する案件について地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第 2 号は、平成30年度菊陽町一般会計補正予算（第 6 号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から 3 億175万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を162億7,981万8,000円と決めました。歳入では、地方譲与税、各種交付金、地方交付税、国県支出金、繰入金、町債などが確定しましたので調製し、歳出では必要のあるもののみ増減いたしました。

歳入の主なものは、町税を 1 億8,304万4,000円、地方消費税交付金を6,604万6,000円、財産収入を 2 億699万9,000円増額し、国庫支出金を9,930万1,000円、県支出金を8,848万4,000円、繰入金を 6 億3,785万1,000円減額しております。

歳出の主なものは、農林水産業費を1,357万4,000円、教育費を1,199万9,000円増額し、民生費を 2 億1,867万4,000円、衛生費を3,300万5,000円、土木費を3,667万9,000円減額しております。

承認第 3 号は、平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3 億4,054万9,000円と決めました。歳入では県支出金を1,400万円増額し、歳出は予備費を1,400万円増額しております。

承認第4号は、平成30年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に5,483万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億1,249万3,000円と決めました。歳入は、保険料を5,425万2,000円、国庫支出金を13万3,000円、県支出金を53万2,000円増額し、支払基金交付金を8万6,000円減額し、歳出は基金積立金を5,483万1,000円増額しております。

承認第5号は、菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴うもので、主な改正点は、個人町民税で控除されるふるさと納税制度の見直しや、10月からの消費税率10%への引き上げによる措置などであります。

承認第6号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴うもので、主な改正点は、課税限度額及び保険税の減額の基準についての改正であります。

以上、要旨のみ説明いたしましたが、詳細につきましては議案審議の際に説明をいたしますので、慎重に御審議いただきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 町長の提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第17 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度菊陽町一般会計補正予算（第6号））**

○議長（上田茂政君） 追加日程第17、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（平成30年度菊陽町一般会計補正予算（第6号））についてを議題といたします。

財政課長、説明を求めます。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） 承認第2号の専決処分の承認を求めることについては、平成30年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

3月の定例会以降に確定しました地方譲与税、各種交付金、地方交付税、国県支出金、繰入金、町債などの歳入及び緊急を要する歳出などについて調製し、3月29日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細は御質問に応じ、担当課長等がお答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2枚めくっていただき、1ページをお開きください。平成30年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額から3億175万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を162億7,981万8,000円と決めました。

第2条では繰越明許費の追加及び変更を第2表で、第3条では債務負担行為の変更を第3表で、第4条では地方債の変更を第4表でそれぞれ定めています。

2ページをお開きください。2ページから第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は11ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

7ページをお開きください。第2表の繰越明許費補正です。1の追加は、4件の事業について繰越額の限度額を定めるものです。

次に、2の変更で、7件の事業について繰越額の限度額を変更するものです。

8ページをお開きください。第3表の債務負担行為補正です。1の変更で、1件の事業について限度額を変更するものです。

下の9ページを御覧ください。第4表の地方債補正です。1の変更で、6件の事業について限度額を変更するものです。地方債の補正額は、合計で1,610万円減額となり、総額を9億1,700万円といたしました。

11ページからは補正予算に関する説明書になります。

14ページをお開きください。2の歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明します。

款の1町税、項の1町民税、目の1個人は5,733万3,000円増額、目の2法人は3,851万1,000円増額、項の2固定資産税、目の1固定資産税は8,255万円増額しています。内訳は、説明欄に記載のとおりであります。

下の15ページを御覧いただき、款の2地方譲与税から19ページの款の12地方交付税までの各種交付金等は、確定額に合わせて増減しております。

20ページをお開きください。款の16国庫支出金は、22ページにかけて項の1国庫負担金、項の2国庫補助金、項の3国庫委託金を、説明欄に記載のとおり、それぞれの事業において増減しています。

このうち、20ページを御覧ください。項の1国庫負担金、目の1民生費国庫負担金、節区分の5児童福祉費負担金は、私立保育所及び認定こども園における施設型給付費負担金4,543万7,000円、小規模保育所などにおける地域型保育給付費負担金552万円について負担金の額が確定したためそれぞれ減額し、節区分の6児童手当負担金も、5,870万6,000円について負担金の額が確定したため減額しています。

下の21ページを御覧ください。項の2国庫補助金、目の6土木費国庫補助金、節区分の3市町村道改良費交付金、説明欄の社会資本整備総合交付金は道路改良事業のため420万円、目の7教育費国庫補助金、節区分の1小学校費補助金、説明欄の公立学校施設整備費補助金は菊陽北小学校便所改修事業のため1,059万8,000円を、国の平成30年度第2次補正予算によりそれぞれ増額しています。

22ページをお開きください。款の17県支出金も、24ページにかけて項の1県負担金、項の2県補助金、項の3県委託金を、説明欄に記載のとおり、それぞれの事業において増減していま

す。

このうち、22ページを御覧ください。項の1県負担金について、先ほど国庫支出金で説明しましたように、目の1民生費県負担金、節区分の4児童福祉費負担金は、私立保育所及び認定こども園における施設型給付費負担金3,829万円、小規模保育所などにおける地域型保育給付費負担金718万4,000円について負担金の額が確定したためそれぞれ減額し、節区分の5児童手当負担金も、1,385万2,000円について負担金の額が確定したため減額しています。

下の23ページを御覧ください。項の2県補助金、目の4農林水産業費県補助金、節区分の3農業振興費補助金、説明欄の担い手確保・経営強化支援事業補助金は、農業機械購入補助のため4,074万4,000円を計上しています。

24ページをお開きください。項の2県補助金、目の9災害復旧費県補助金は、説明欄の平成28年熊本地震復興基金交付金で、住まいの再建支援事業、被災宅地復旧支援事業などについて補助金の額が確定したため、4,481万5,000円を減額しています。

次に、款の18財産収入、項の2財産売払収入、目の1不動産売払収入は、説明欄の第二地区保留地処分金で2億630万9,000円を増額しています。

下の25ページを御覧ください。款の20繰入金、項の2基金繰入金は、目の1財政調整基金繰入金から目の14平成28年熊本地震復興基金繰入金までをそれぞれ減額し、補正額の計としましては6億3,785万1,000円の減額で、基金繰入金の合計は8億8,786万3,000円としています。

26ページをお開きください。款の22諸収入、項の5雑入、目の4雑入、節区分の4その他の雑入は、説明欄の町村有建物災害共済金で平成28年熊本地震による災害共済金を4,068万9,000円計上しています。

次に、款の23町債は、28ページにかけて説明欄に記載のとおり、それぞれの事業で増減しています。

29ページをお開きください。ここからは3の歳出になります。歳出は、補正額が0円の箇所が多々ございますが、これは財源の入替えのみを行ったものでございますので、説明は省略させていただきます。

それでは、増減額の大きいものを中心に説明いたします。

31ページをお開きください。款の3民生費、項の1社会福祉費、目の1社会福祉総務費は、節区分の19負担金、補助及び交付金で、説明欄の被災住宅応急修理補助金は665万7,000円、転居費用助成金（復興基金）は1,220万円、民間賃貸住宅入居支援助成金（復興基金）は2,260万円を実績によりそれぞれ減額しています。

33ページをお開きください。項の2児童福祉費、目の2児童措置費は9,000万円、目の4保育園費は5,272万6,000円を実績によりそれぞれ減額しています。

35ページをお開きください。款の6農林水産業費、項の1農業費、目の3農業振興費、節区分の19負担金、補助及び交付金、説明欄の担い手確保・経営強化支援事業補助金は2経営体への農業機械購入補助で4,074万4,000円を計上しており、全額県補助金となります。

38ページをお開きください。款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の3道路新設改良費は、説明欄の道路改良工事で古閑原上堀川線交差点改良工事費840万円を増額しており、国の平成30年度第2次補正予算による交付金事業となります。

次に、項の3都市計画費、目の2土地区画整理費は、第二土地区画整理事業の実績により3,070万円を減額しています。

41ページをお開きください。款の10教育費、項の2小学校費、目の5学校建設費は、菊陽北小学校の便所改修工事費5,004万1,000円を増額しており、国の平成30年度第2次補正予算による補助事業となります。

最後に、46ページをお開きください。款の14予備費は、歳入歳出予算調整のため102万7,000円増額し、予備費の計を6,842万円としました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第18 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号））**

○議長（上田茂政君） 追加日程第18、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号））についてを議題といたします。

商工振興課長、説明を求めます。

○経済部次長兼商工振興課長（川上一弘君） 承認第3号専決処分の承認を求めることにつきまして御説明申し上げます。

承認第3号平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）については、3月定例会以降に熊本県市町村工業団地整備促進補助金が確定しましたので、歳入及び歳出の調製を行い、3月29日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同

条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

それでは、予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算総額に1,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億4,054万9,000円と決めました。

続きまして、8ページをお開きください。歳入について御説明いたします。

款の5県支出金、項の1県補助金、目の1商工費県補助金は、熊本縣市町村工業団地整備促進補助金1,400万円を増額しております。この補助金は、県土の均衡ある発展と県民生活の向上に寄与するため、企業誘致に関連する工業団地整備事業を行う市町村に対し、補助金が交付されるものであります。補助率は市町村負担額の2分の1以内とし、1,400万円を限度額とするものです。補助対象事業は、基本設計委託、地質調査等の事業が対象であります。

下の9ページを御覧ください。歳出について御説明いたします。

款の1事業費、項の1事業費、目の1工業団地造成事業は、財源内訳で国県支出金を1,400万円増額し、一般財源1,400万円を減額しております。

款の3予備費は、歳入歳出予算調整のため1,400万円を増額し、予備費の合計を1億6,269万1,000円としています。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第3号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第19 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第4号））

○議長（上田茂政君） 追加日程第19、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（平成30年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第4号））についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（宮川照之君） それでは、承認第4号専決処分の承認を求めることにつきまして

御説明申し上げます。

承認第4号平成30年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、本年3月29日をもって確定しました収入等の内容で調製を行い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

それでは、2枚めくって予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に5,483万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億1,249万3,000円としました。

続いて、8ページをお開きください。歳入について御説明いたします。

収入の見込み額が確定したことにより、款の1保険料、項の1介護保険料、目の1第1号被保険者保険料を5,425万2,000円増額。

款の4国庫支出金は、目の1調整交付金、目の2地域支援事業交付金（介護予防・総合事業）、目の3地域支援事業交付金（包括・任意事業）の交付額が確定したことにより、合わせて13万3,000円増額しております。

次に、下の9ページを御覧ください。款の5支払基金交付金は、交付額が確定したことにより8万6,000円減額しております。

款の6県支出金は、目の1地域支援事業交付金（介護予防・総合事業）、目の2地域支援事業交付金（包括・任意事業）は、交付額が確定したことにより、合わせて53万2,000円増額しております。

次に、10ページを御覧ください。歳出について御説明いたします。

10ページから12ページまでの款の4地域支援事業費のそれぞれの事業につきまして、特定財源の収入が確定したことにより、特定財源の内訳について、国県支出金とその他の財源を組み替えているものです。

次に、13ページを御覧ください。款の5基金積立金、項の1基金積立金、目の1介護給付費準備基金積立金を5,483万1,000円増額しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第4号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第20 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定）**

○議長（上田茂政君） 追加日程第20、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定）についてを議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（内藤優誠君） 承認第5号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

承認第5号は、菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして議会に報告し、承認を求めるものです。

地方税法等の一部を改正する法律等が去る平成31年3月29日に公布されました。これに伴い、菊陽町税条例等の一部を改正するものです。主な改正点は、個人町民税で控除されるふるさと納税制度の見直しや、10月からの消費税率10%への引き上げによる措置などであります。

内容につきまして、議案2枚めくっていただきますと改正条文がございます。さらに、16枚めくっていただいでよろしいでしょうか。参考資料の新旧対照表がございます。改正の内容が分かりやすい表、新旧対照表で説明させていただきます。

右側が改正後となっております。改正には、関係法令等の条項の追加等に伴う改正などが多くありますので、主なものについて説明いたします。

また、専決処分は平成31年3月29日付で行っておりますので、説明中、平成の元号表現の部分がございますが、御了承ください。

新旧対照表の1ページを御覧ください。第1条による改正です。条例第34条の7は、個人町民税で控除されますふるさと納税制度の対象となる寄附金についての改正です。寄附金の募集や返礼品の送付を行う地方公共団体に対して、総務大臣が地方財政審議会の意見を聞いた上で基準に適合する団体に限って指定し、特例控除の対象とすることとなったことに伴うものです。施行日は平成36年6月1日です。

1ページの下段です。附則の第7条の3の2は、個人町民税で控除されます住宅ローン控除制度の拡充です。10月からの消費税率10%への引き上げに伴う所得税の住宅ローン控除制度の控除期間の延長に伴うものです。施行日は平成31年4月1日です。

10ページをお願いいたします。下段の方の附則第10条の4は、固定資産税の平成28年熊本地震による被災住宅用地等に係る特例を受けるための申告等についての規定の新設です。被災により住宅用地として使用することができない場合、住宅用地とみなして課税する特例措置を平



成31年度分及び平成32年度分において継続するものです。施行日は平成31年4月1日です。

13ページをお願いいたします。附則第16条は、軽自動車税の税率について、消費税率10%への引き上げ時期に合わせた規定の改正です。消費税率の引き上げ前であります平成31年度課税までは現行のままとなります。施行日は平成31年4月1日です。

21ページをお願いいたします。本条例の第2条による改正となります。消費税率の引き上げの後、軽自動車税は、所有者に課税される現在の軽自動車税を名称変更する種別割と、三輪以上の軽自動車の取得者に課税される環境性能割となります。環境性能割とは、現在県税であります自動車取得税が廃止されるかわりに、新車、中古車の取得時に、車両の取得価格に対して排出ガス基準、燃費基準に応じた税率を課税するものです。環境性能割は、自家用の車両で例を挙げて申しますと、当面の間、電気自動車などは非課税、排出ガス性能及び燃費性能にすぐれている場合、その区分によりまして非課税または税率1%、その他の車両の場合の税率は2%としています。

21ページの附則第15条の2では、環境性能割において、自家用乗用の車両の場合、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した場合、環境性能割をさらに1%軽減します。これは、消費税率引き上げに伴う措置です。

23ページをお願いいたします。附則第16条は、現在の軽自動車税を名称変更する種別割において、環境負荷の少ない車両の場合、登録の次年度に限って軽減するグリーン化特例の適用期限を、消費税率引き上げによる対応として平成32年度と平成33年度の2年延長するものです。施行日は平成31年10月1日です。

27ページをお願いいたします。第24条は、個人町民税において、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親などの単身児童扶養者を非課税とするものです。子どもの貧困などの課題などに対応するための改正です。施行日は平成33年1月1日です。

以上で説明を終わります。

大変失礼しました。1ページ目のふるさと納税の関係条文の改正について、施行日を平成36年6月1日とお伝えしましたが、31年6月1日の誤りです。大変申し訳ありませんでした。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第5号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第21 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税  
条例の一部を改正する条例の制定）

○議長（上田茂政君） 追加日程第21、承認第6号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町  
国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）についてを議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（内藤優誠君） 承認第6号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

承認第6号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治  
法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして  
議会に報告し、承認を求めるものであります。

このたび地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布され、これに伴い、菊陽町国民健康  
保険税条例の一部を改正するものです。主な改正点は、国民健康保険税の課税限度額及び減額  
の基準についての改正であります。

内容につきましては、議案を2枚めくっていただきますと改正条文がございます。さらに2  
枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表で説明させていただきます。

第2条の改正は、基礎課税額の課税限度額58万円を61万円に引き上げるものです。

第23条は、国民健康保険税の減額の基準の改正で、所得の少ない世帯に対して、軽減所得の  
基準を引き上げることにより軽減の対象を広げるものです。第2号の5割軽減では被保険者1  
人に係る金額27万5,000円を28万円に、2ページをお願いします。第3号の2割軽減では50万  
円を51万円に引き上げるものです。

2枚戻っていただきまして、改正条文の附則において、この条例は平成31年4月1日から施  
行し、31年度以降の年度分に適用し、30年度分までについてはなお従前の例によるものとして  
おります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 承認第6号なんですけれども、国保税についてはこの間ずっと、この5年間でかなり上限額の引き上げが行われています。それで、今回は基礎課税額58万円から61万円ということで3万円の引き上げなんですけれども、第23条等で軽減の対象を広げるというのが一緒に含まれていますが、課税額の上限の引き上げというのは負担増になっているということと、国保税の負担はかなり重くなっているということで反対をします。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第6号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

しばらく休憩します。10分間。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時38分

再開 午後2時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に続き会議を開きます。

お諮りします。

町長から、同意第2号菊陽町監査委員の選任についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第22として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号を日程に追加し、追加日程第22とし、議題とすることに決定しました。

それでは、議案審議に入ります前に町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、追加日程の議案の提案理由を申し上げます。

ただいまお配りいたしました同意第2号は、菊陽町監査委員の選任についてであります。

議会選出の監査委員の任期が令和元年5月1日をもちまして満了しましたので、現在、議員選出の監査委員が欠員となっております。このため、新たに議員選出監査委員として那須眞理子様を選任するものであります。御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上田茂政君） 町長の提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第22 同意第2号 菊陽町監査委員の選任について

○議長（上田茂政君） 追加日程第22、同意第2号菊陽町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、那須眞理子君は退場願います。

〔6番 那須眞理子君 退席〕

○議長（上田茂政君） 総務部長に内容の説明を求めます。

○総務部長（阪本浩徳君） それでは、同意第2号菊陽町監査委員の選任について説明いたします。

監査委員の選任につきましては、地方自治法第197条において、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期によると規定されております。これまで議員のうちから監査委員に選出しておりました吉山哲也様の議員としての任期が令和元年5月1日をもって満了となりました。このため、新たに議員のうちから監査委員を選任する必要がありますので、同法第196条第1項の規定により、那須眞理子様への選任に対する同意をお願いするものであります。

那須様は、昭和25年5月31日生まれで、住所は菊陽町大字原水6004番地でございます。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第2号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

那須眞理子君の入場を許可します。

〔6番 那須眞理子君 入場〕

○議長（上田茂政君） 那須眞理子君に告知します。

ただいま監査委員に選任されましたので、お知らせをします。

以上、本日の日程は全部終了しました。

これで令和元年第3回菊陽町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後2時51分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会臨時議長 甲 斐 榮 治

菊陽町議会議長 上 田 茂 政

菊陽町議会副議長 北 山 正 樹

菊陽町議会議員 廣 瀬 英 二

菊陽町議会議員 矢 野 厚 子

菊陽町議会会議録  
令和元年第3回5月臨時会

令和元年5月発行

発行人 菊陽町議会議長 上田 茂 政

編集人 菊陽町議会事務局長 高木 定 伸

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 831-0700 (代表)



菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話(代)(096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919